

資本金の額の減少の無効の訴え

提訴期間（会社 828 I ⑤）	効力を生じた日（会社 449VI）から 6 ヶ月以内 * 株主総会決議の取消事由に基づく場合 → 決議後 3 ヶ月以内（会社 831 I）
原告（会社 828 II ⑤）	株主等（株主、取締役、執行役、監査役、清算人）、 破産管財人、資本金の額の減少を承認しなかった債権者
被告（会社 834⑤）	当該株式会社
訴えの管轄（会社 835 I）	被告会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
担保提供命令（会社 836）	被告の申立てにより原告株主に担保提供命令
弁論・裁判の必要的併合（会社 837）	同一請求を目的とする訴えに係る訴訟が数個同時に 継続→弁論・裁判を併合
対世効（会社 838）	請求認容判決→第三者にも効力
遡及効否定（会社 839）	請求認容判決→資本金の額の減少は将来に向かって 効力を失う
原告敗訴の場合の損害賠償責任（会社 846）	原告に悪意・重過失→被告に対して損害賠償責任